

株 主 各 位

大阪市天王寺区上本町5丁目3番15号
株式会社サイネックス
代表取締役社長 村 田 吉 優

第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第57回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスへの感染が懸念されますので、当日のご出席に代えて、書面による議決権行使をお願い申し上げます。つきましては、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和4年6月28日（火曜日）午後5時45分までに到着するようご返送下さいませようお願い申し上げます。

また、本総会における新型コロナウイルス感染防止への当社の対応につきましては、末尾の「新型コロナウイルス感染防止の対応について」をご確認下さいますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和4年6月29日（水曜日）午前10時30分
2. 場 所 三重県松阪市駅部田町101番地 当社第二本社（制作本部）会議室
（本店所在地とは異なっておりますので、ご注意下さい。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第57期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人および監査等委員会の第57期連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.scinex.co.jp/>）に掲載させていただきます。

◎本総会の決議結果につきましては、決議ご通知の送付に代えて、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(令和3年4月1日から)  
(令和4年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度において当社グループは、地域社会への貢献という経営理念に基づき、地方自治体や地域事業者のパートナーとして、広報やプロモーションを通じてサポートいたしました。また、官民協働による行政情報誌『わが街事典』の発行やデジタルサイネージ『わが街NAV I』の設置など、地方創生プラットフォーム構想により、様々な分野で地方創生支援事業に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は対前期比9.1%増の141億71百万円と過去最高となりました。利益面におきましては、売上高の伸長もあり、営業利益は対前期比62.8%増の4億54百万円、経常利益は対前期比47.7%増の4億91百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、対前期比23.1%増の2億78百万円となりました。

また、個別決算の業績につきましては、第3四半期より、子会社株式会社サイネックス・ネットワークのeコマース事業を吸収分割により承継したこともあり、売上高は対前期比6.4%増の81億45百万円、営業利益は対前期比72.5%増の3億71百万円、経常利益は対前期比52.3%増の4億20百万円、当期純利益は対前期比62.4%増の2億69百万円となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。なお、第2四半期より、有限会社マルヤマ歯科商店（令和3年9月13日付にて株式会社マルヤマ歯科商店に商号変更）を連結子会社化してヘルスケア事業を開始したため、「ヘルスケア事業」を報告セグメントに追加しております。また、第1四半期より従前の「出版事業」は「メディア事業」に、「不動産事業」は「投資事業」に改称しております。

##### イ. メディア事業

メディア事業におきまして、官民協働による行政情報誌『わが街事典』は、新規発行自治体の開発に努めるとともに、既存発行自治体との改訂版の発行に取り組み、埼玉県三郷市や岐阜県各務原市などで新たに発行するとともに、埼玉県越谷市や大阪府八尾市などで改訂版を発行するなど、当連結会計年度において、205の市区町村と共同発行した結果、当連結会計年度末

における累計の共同発行自治体数は1,028、改訂版を含めた累計発行版数は2,155、累計発行部数は1億1,200万部となりました。また、地域の子育て支援のための子育て情報誌や、マイナンバーカード普及のためのマイナンバーカードQ&A集など、ジャンル別行政情報誌の発行に取り組むとともに、50音別電話帳『テレパル50』は、引き続き行政情報や特集企画を掲載した電話帳の発行を進めました。

以上の結果、メディア事業の外部顧客への売上高は、対前期比1.5%減の64億44百万円、セグメント利益は対前期比16.8%増の11億84百万円となりました。

#### ロ. ICTソリューション事業

ICTソリューション事業におきまして、まずデジタル・トランスフォーメーション(DX)を促進すべく、デジタルサイネージ『わが街NAVI』の設置や、CMS型ホームページリニューアル、AIチャットボット等の受託を進めました。

『わが街NAVI』は三重県松阪市など、当連結会計年度において44の自治体の庁舎に設置するとともに、イオンモール等の大型商業施設へも36地区設置と拡大いたしました。『わが街NAVI』は、自治体から地域情報やイベント情報などの提供を受けるとともに、本体費用および設置、放映にかかる費用は地域事業者からの広告収入により賄い、『わが街事典』と同様に官民協働事業として拡大しております。

また、住民の質問に対しAIが自動応答する「AIを活用した総合案内サービス」AIチャットボットは、富山県富山市より子育て支援AIチャットボット導入を受託し、累計の契約自治体数は82となりました。CMS型ホームページ再構築サービスにつきましては、石川県金沢市のホームページリニューアルなどを実施した結果、累計の契約自治体数は83となりました。

さらに、当連結会計年度においては、埼玉県や山梨県で自治体からの受託で、インバウンド向けWEB環境の整備・充実を目的とした観光DX事業として『Googleマイビジネス』の拡大に取り組みました。

ふるさと納税支援事業も新たに埼玉県東松山市と契約を締結するなど、引き続き取り組みました。

新たな試みとしては、官民協働で構築するシティプロモーション特設サイトを、大分県宇佐市と令和4年2月より宇佐市公認準オフィシャルサイト『リアルタウンうさ』として開始いたしました。

eコマース事業は、『わが街とくさんネット』や『食彩ネット』等では引き続き、取扱商品点数を拡大しつつ、コロナ禍における巣ごもり需要を獲得してまいりました。

また、食品に特化して、特産品を持つ地方生産者やブランド品メーカー等のサプライヤーと、小ロットからでも取り扱う多数のバイヤーとを結びつけるマーケットプレイス型サービス『シイレル』を開始いたしました。

前期に子会社化したシステム開発を営む株式会社ベックの業績も通期で寄与し、以上の結果、外部顧客への売上高は、対前期比14.8%増の23億95百万円となり、セグメント利益は、対前期比427.8%増の1億91百万円となりました。

#### ハ. ロジスティクス事業

ロジスティクス事業におきまして、DMソリューション事業は、新規の代理店獲得や既存顧客の取引拡大に努め、ポスティング事業も既存顧客との紐帯強化に努めた結果、外部顧客への売上高は対前期比5.6%増の45億57百万円、セグメント利益は販路拡大のためのコスト増により、対前期比46.4%減の45百万円となりました。

#### ニ. ヘルスケア事業

ヘルスケア事業におきまして、歯科医師向けの歯科医療機械器具・歯科材料の販売に努め、外部顧客への売上高は7億円（前期の売上高はなし）、セグメント利益は28百万円（前期は1百万円のセグメント損失）となりました。

#### ホ. 投資事業

投資事業におきまして、当社の不動産賃貸収入による外部顧客への売上高は、当連結会計年度より新本社ビルのテナント賃貸事業を開始したこともあり、対前期比89.0%増の73百万円、セグメント利益は対前期比103.5%増の46百万円となりました。

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の状況は、デジタル・トランスフォーメーションの促進を目的としたデジタルサイネージ『わが街NAV I』への設備投資を1億27百万円おこないました。

そのほか、設備の更新などを含めた当連結会計年度の設備投資総額は2億57百万円となりました。

### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、金融機関からの借入、その他の募集株式の発行、社債発行等による資金調達はおこなっておりません。

### ④ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、令和3年10月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である株式会社サイネックス・ネットワークのeコマース事業を当社が承継する吸収分割をおこないました。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

| 区 分                       | 第54期<br>平成31年3月期 | 第55期<br>令和2年3月期 | 第56期<br>令和3年3月期 | 第57期<br>令和4年3月期<br>(当連結会計年度) |
|---------------------------|------------------|-----------------|-----------------|------------------------------|
| 売上高 (百万円)                 | 13,928           | 13,878          | 12,984          | 14,171                       |
| 経常利益 (百万円)                | 428              | 622             | 332             | 491                          |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 (百万円) | 295              | 368             | 226             | 278                          |
| 1株当たり当期純利益                | 48円36銭           | 64円72銭          | 41円45銭          | 49円99銭                       |
| 総資産 (百万円)                 | 11,177           | 10,614          | 13,825          | 14,517                       |
| 純資産 (百万円)                 | 7,090            | 6,946           | 7,075           | 7,268                        |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除）に基づき算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (3) 重要な子会社の状況

| 会 社 名             | 資 本 金    | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容                        |
|-------------------|----------|----------|--------------------------------------|
| 株式会社サイネックス・ネットワーク | 50,000千円 | 100.0%   | 当社発行物の配布事業<br>インターネットを利用した旅行商品等の販売事業 |
| 株式会社エルネット         | 10,000千円 | 100.0%   | DMソリューション事業                          |
| 株式会社ベック           | 30,000千円 | 100.0%   | 金融機関向け・通信キャリア向けのサーバーの開発・保守事業         |
| 株式会社マルヤマ歯科商店      | 3,000千円  | 100.0%   | 歯科医療機械器具・歯科材料卸、歯科医新規開業支援等事業          |

- (注) 令和3年7月21日付で、当社は有限会社マルヤマ歯科商店（令和3年9月13日付にて株式会社マルヤマ歯科商店に商号変更）の全株式を取得し、連結子会社といたしました。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、地域住民の生活を豊かにするサステナブルな地域社会の創造を目的として、官民協働の理念に加え、「デジタル・トランスフォーメーション（DX）」を促進して、地方自治体や地域事業者のプロモーションやビジネスを支援し、地方創生に取り組んでまいります。

今般の新型コロナウイルスは、在宅勤務やネット通販が普及するなどビジネススタイルや生活様式に変革をもたらすとともに、超過密都市である東京を中心とする首都圏から地方への還流が起り、今後、受け皿として地方創生の拡大が期待されます。

また、ビジネススタイルや生活様式の変革は、デジタル技術の革新も促進し、新しい価値を生み出すイノベーション、デジタル・トランスフォーメーションが世界中あらゆる分野で起きております。このたびの新型コロナウイルス感染の拡大は、政府において、行政事務における電子手続きの導入促進など、デジタル・ガバメントの推進がはかれるとともに、ICTの活用、たとえばAIによるビッグデータの活用や、全てのモノがインターネットにつながるIoT、次世代高速通信サービス5Gによる通信の高速化や大容量化など、いわゆる超スマート社会の到来が現実のものとなってまいりました。

当社グループにおきましても、このような環境変化に対応すべく、メディア事業は出版物にICTを活用した企画を取り入れるなど品質や付加価値の向上をはかるとともに、自治体の行政情報の提供や地域事業者のプロモーション支援を目的としてデジタルサイネージの設置を拡大してまいります。ICT事業はデジタル・ガバメントに対応したAIチャットボットやCMS型ホームページ再構築サービスなどプロモーション支援系サービス、eコマース系サービスなど、ICTを活用したサービスの高度化や開発を進め、地方自治体や地域の事業者に向けた多種多様なサービスで地方創生をトータルプロデュースする「地方創生プラットフォーム企業」を目指してまいります。

あわせて、利益を確保する体制を構築すべく、ひとりひとりの社員の能力や生産性を高めるとともに、一層の原価低減、経費削減に取り組んでまいります。また、コンプライアンスの徹底を経営上の最重要課題と位置付け、さらなる充実をはかってまいります。

セグメント別の対処すべき課題は次のとおりであります。なお、次期より、従来「ICTソリューション事業」に属していたデジタルサイネージによる地域コミュニケーションメディア事業は、「メディア事業」に移管し、「ICTソリューション事業」はeコマース事業を含めICT全般を取り扱うことを明確にするため「ICT事業」に改称いたします。

##### ① メディア事業

メディア事業におきまして、行政情報誌『わが街事典』は、平成19年大阪府和泉市にて第1

号を発刊し、以来15年で1,000自治体を超える勢いで推移しております。地方創生に貢献すべく、官民協働の理念に則り、行政と地域事業者と市民をつなぐ新たな媒体として築き上げてまいりました。

この官民協働事業は、地方創生を推進する取り組みとして地域社会から期待されております。今後事業の理念の定着をはかるべく、新規発行自治体の開発はもとより、既存発行自治体との改訂版の発行にも尽力してまいります。また超スマート社会への対応をとるべく、ICTを取り入れた行政情報誌として、高度化をはかり常に時代に即したメディアへと進化してまいります。

当社創業以来約70年に亘って地域社会に根付いている50音別電話帳『テレパル50』につきましても、引き続き行政情報の拡充、特集企画の掲載などコンテンツを強化し、コミュニティツールとしての機能をさらに向上するとともに、『Googleマイビジネス』とのメディアミックスなど、プロモーション支援に取り組んでまいります。

また、全国の自治体庁舎やイオンモール等の大型商業施設などに設置するデジタルサイネージ『わが街NAVI』は、自治体のシティプロモーション支援およびデジタル化と地域事業者のプロモーション支援に向けて、拡大強化してまいります。

あわせて、広告集稿にICTを活用するなど営業効率を高め、生産性向上に努めてまいります。

## ② ICT事業

ICT事業は、自治体および地域事業者のデジタル化を支援する取り組みを推進してまいります。

自治体向けサービスであるCMS型ホームページ再構築サービスは、アクセシビリティの向上など、サービスの高度化等をはかりながら提供自治体数を拡大してまいります。さらに、AIチャットボットによる住民サービスの向上、SNSの活用による地域情報の発信などにより、自治体のシティプロモーションを支援してまいります。また、自治体のインバウンド向けWEB環境の整備・充実を目的とした観光DX事業である『Googleマイビジネス』の拡大にも取り組んでまいります。

当連結会計年度において大分県宇佐市においてシティプロモーション特設サイト『リアル・TOWN』を開始しておりますが、このサイトは行政情報に加え、イベント情報、お得情報、求人情報、地域のSNS情報など、日常生活で利用される利便性の高いリアルな情報を発信する自治体公認準オフィシャルサイトであり、次期は他の自治体においても開設を提案してまいります。

また、地域事業者向けには、『Googleマイビジネス』等の販売に努め、事業者のデジタル・トランスフォーメーション（DX）支援を強化し、地域経済の活性化や効率化を促進してまい

ります。

eコマース系サービスにつきましては、『わが街とくさんネット』や『食彩ネット』等の物品販売や、バイヤーとのマッチングを目的としたマーケットプレイス型サービス『シイレル』等においては、地域の特産品生産者が特別なノウハウを持たずとも、eコマース市場で販売できるよう、当社で事業者支援をおこない新しい販売チャネルでの販路拡大を支援し、地域経済の活性化に貢献してまいります。また、ふるさと納税支援事業は『わが街ふるさと納税』によるふるさと納税の利用を促進するとともに、自治体へのコンサルティングの拡充により強化してまいります。

### ③ ロジスティクス事業

ロジスティクス事業におきましては、利便性の高いサービスを安価で提供することにより、事業者のコスト削減に貢献し、ひいては地域社会の活性化に貢献してまいります。

DMソリューション事業は、既存の顧客の取引拡大、新規販路の獲得により、取り扱い数の拡大をはかるとともに、当社グループの営業ネットワークの活用により、地方自治体や地域団体など新規顧客を開拓してまいります。また、小型小荷物等配送サービスの取り扱いなど、事業領域の拡大もはかってまいります。

ポスティング事業につきましては、大手クライアントの開拓など、ポスティング領域の拡大をはかってまいります。

### ④ ヘルスケア事業

ヘルスケア事業におきましては、歯科医師、歯科技工士、歯科衛生士への、歯科医療機械器具・歯科材料の販売の拡大や、歯科医新規開業プランニングやアフターサービス、メンテナンスに積極的に取り組んでまいります。

### ⑤ 投資事業

投資事業につきましては、所有不動産の賃料収入に加え、金融商品の運用により収益向上をはかってまいります。さらに、地域の中小事業者の事業承継を支援する取り組みも研究してまいります。

当社グループは、地域社会への貢献という経営理念の実現のため、官民協働の理念やデジタル・トランスフォーメーションを促進する地方創生プラットフォーム構想により、地方自治体や地域の事業者にも種多様なサービスを提供し、「社会貢献型企業」を目指してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。



## (5) 主要な事業内容（令和4年3月31日現在）

当社グループは、「メディア事業」、「ICTソリューション事業」、「ロジスティクス事業」、「ヘルスケア事業」および「投資事業」をおこなっております。各事業の内容は次のとおりであります。なお、次期より「ICTソリューション事業」に属していたデジタルサイネージによる地域コミュニケーションメディア事業は「メディア事業」に移管し、「ICTソリューション事業」はeコマース事業を含めICT全般を取り扱うことを明確にするため「ICT事業」に改称いたします。

### ① メディア事業

パブリック・プライベート・パートナーシップの理念に則り、地方自治体との官民協働事業として、行政情報の提供を目的とした行政情報誌『わが街事典』をはじめとして、子育てガイドや健康情報誌等の行政情報誌を発行しております。

また、地域単位で50音別電話帳『テレパル50』を広告媒体として企画・発行しております。

### ② ICTソリューション事業

自治体向けソリューションの領域では「AIを活用した総合案内サービス」としてAIチャットボットのサービスを提供するほか、CMS型ホームページ再構築サービスや、自治体庁舎や大型商業施設にデジタルサイネージ『わが街NAVI』による広報支援をおこなっております。

また、民間企業向けサービスとして、店舗や事務所をインターネット上のGoogleマップに表示する『Googleマイビジネス』の販売や、地域情報や観光情報を発信する地域情報ポータルサイト『CityDO!』の運営をおこない、インターネット上の広告媒体を提供しております。

eコマース事業として、『わが街とくさんネット』において地域特産品の販売、『食彩ネット』において業務用食材等の販売をおこなうほか、ふるさと納税制度の活用支援事業をおこなっております。

連結子会社株式会社ベックにおいて、金融機関向け・通信キャリア向けのサーバーの開発・保守事業をおこなっております。

### ③ ロジスティクス事業

連結子会社株式会社サイネックス・ネットワークにおきましては、『わが街事典』や『テレパル50』等情報誌の配布のほか、外部受託によるチラシ等のポスティングをおこなっております。また、連結子会社株式会社エルネットにおいて、DMソリューション事業をおこなっております。

④ ヘルスケア事業

連結子会社株式会社マルヤマ歯科商店において、歯科医療機械器具・歯科材料卸、歯科医新規開業支援等の事業をおこなっております。

⑤ 投資事業

安定的な収益機会の確保を目的として、不動産賃貸事業を営んでおります。

(6) 主要な営業所および工場（令和4年3月31日現在）

| 名                                           | 称             | 所 在 地           |
|---------------------------------------------|---------------|-----------------|
| 当 社                                         | 本 店           | 大 阪 市 天 王 寺 区   |
|                                             | 第 二 本 社（制作本部） | 三 重 県 松 阪 市     |
|                                             | 東 京 本 部       | 東 京 都 千 代 田 区   |
|                                             | 北 日 本 営 業 部   | 仙 台 市 太 白 区     |
|                                             | 関 東・信 越 営 業 部 | 栃 木 県 宇 都 宮 市   |
|                                             | 首 都 圏 営 業 部   | さ い た ま 市 大 宮 区 |
|                                             | 中 部・北 陸 営 業 部 | 三 重 県 四 日 市 市   |
|                                             | 関 西 営 業 部     | 大 阪 市 天 王 寺 区   |
|                                             | 中 国 営 業 部     | 広 島 市 西 区       |
|                                             | 九 州 営 業 部     | 福 岡 市 博 多 区     |
| 株 式 会 社 サ イ ネ ッ ク ス ・<br>ネ ッ ト ワ ー ク（子 会 社） | 本 店           | 大 阪 市 中 央 区     |
| 株 式 会 社 エ ル ネ ッ ト（子 会 社）                    | 本 店           | 大 阪 市 西 区       |
| 株 式 会 社 ベ ッ ク（子 会 社）                        | 本 店           | 大 阪 市 中 央 区     |
| 株 式 会 社 マ ル ヤ マ 歯 科 商 店（子 会 社）              | 本 店           | 兵 庫 県 三 木 市     |

(注) 当社本店および関西営業部は、令和3年4月26日付にて大阪市中央区から大阪市天王寺区に移転いたしました。

(7) 使用人の状況（令和4年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分         | 使用人数       | 前連結会計年度末比増減 |
|--------------|------------|-------------|
| メディア事業       | 560 ( 9) 名 | △15 (△2) 名  |
| ICTソリューション事業 | 107 ( 11)  | △ 7 (△4)    |
| ロジスティクス事業    | 11 ( 0)    | △ 2 ( 0)    |
| ヘルスケア事業      | 8 ( 0)     | + 8 ( 0)    |
| 投資事業         | 1 ( 0)     | 0 ( 0)      |
| 全社 ( 共通 )    | 54 ( 1)    | +12 (△3)    |
| 合 計          | 741 ( 21)  | △4 (△9)     |

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、常用パートを含んでおります。  
2. 使用人数の括弧内は、臨時使用人数（パートタイマー、派遣社員を含み、常用パートは除いております。）の当連結会計年度中の平均雇用人数であります。  
3. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数       | 前事業年度末比増減   | 平均年齢    | 平均勤続年数  |
|------------|-------------|---------|---------|
| 696 (21) 名 | △11 (△ 9) 名 | 40歳 4ヶ月 | 11年10ヶ月 |

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、常用パートを含んでおります。  
2. 使用人数の括弧内は、臨時使用人数（パートタイマー、派遣社員を含み、常用パートは除いております。）の当事業年度中の平均雇用人数であります。

(8) 主要な借入先の状況 (令和4年3月31日現在)

① 当社の借入先の状況

| 借 入 先                 | 借 入 額       |
|-----------------------|-------------|
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行   | 1,991,229千円 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行     | 482,455     |
| 株 式 会 社 三 十 三 銀 行     | 480,263     |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 238,096     |
| 株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行   | 96,058      |
| 株 式 会 社 京 都 銀 行       | 92,600      |
| 株 式 会 社 南 都 銀 行       | 92,600      |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行     | 90,820      |
| 桑 名 三 重 信 用 金 庫       | 50,000      |

(注) 株式会社三十三銀行は、令和3年5月1日付にて株式会社第三銀行より商号変更いたしました。

② 株式会社マルヤマ歯科商店の借入先の状況

| 借 入 先           | 借 入 額    |
|-----------------|----------|
| 株 式 会 社 京 都 銀 行 | 19,000千円 |
| 株 式 会 社 中 国 銀 行 | 4,680    |

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（令和4年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 22,000,000株
- ② 発行済株式の総数 6,470,660株
- ③ 株主数 4,953名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株主名                     | 持株数     | 持株比率  |
|-------------------------|---------|-------|
| 株式会社富士教育創研              | 1,080千株 | 19.3% |
| 村田吉優                    | 538     | 9.6   |
| サイネックス従業員持株会            | 477     | 8.5   |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 222     | 4.0   |
| サイネックス共栄会               | 152     | 2.7   |
| 株式会社三井住友銀行              | 150     | 2.7   |
| 一般財団法人教育振興財団            | 150     | 2.7   |
| 株式会社富士総研                | 130     | 2.3   |
| 村田崇暢                    | 115     | 2.1   |
| 村田将規                    | 115     | 2.1   |

- (注) 1. 当社は、自己株式を862,677株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### ⑤その他株式に関する重要な事項

令和3年6月29日開催の第56回定時株主総会決議および同日開催の取締役会決議により、同日付で、一般財団法人教育振興財団の社会貢献活動への支援を目的として第三者割当による自己株式の処分をおこなっております。これにより自己株式が150,000株減少しております。

## (2) 会社役員 の 状況

### ① 取締役 の 状況 (令和4年3月31日現在)

| 地 位            | 氏 名       | 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                 |
|----------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長  | 村 田 吉 優   | 株式会社サイネックス・ネットワーク代表取締役会長<br>株式会社エルネット代表取締役会長<br>株式会社ベック代表取締役会長<br>株式会社マルヤマ歯科商店代表取締役会長<br>株式会社富士総研代表取締役<br>株式会社富士教育創研代表取締役 |
| 取 締 役          | 浅 田 秀 樹   | 専務執行役員営業統括本部長<br>株式会社サイネックス・ネットワーク代表取締役社長                                                                                 |
| 取 締 役          | 浅 田 政 史   | 常務執行役員経営管理本部長<br>兼経営企画室担当                                                                                                 |
| 取 締 役          | 雲 林 院 英 幸 | 常務執行役員営業統括本部長<br>兼西日本営業本部長                                                                                                |
| 取締役 (監査等委員・常勤) | 渡 邊 幸 一   |                                                                                                                           |
| 取締役 (監査等委員)    | 橋 本 博 久   |                                                                                                                           |
| 取締役 (監査等委員)    | 中 川 美 佐   | 関西中央法律事務所弁護士                                                                                                              |
| 取締役 (監査等委員)    | 稲 継 裕 昭   | 早稲田大学政治経済学術院教授                                                                                                            |

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 橋本博久氏、中川美佐氏および稲継裕昭氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 渡邊幸一氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、主要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、業務執行部門からの定期的な業務報告の聴取により情報収集の充実をはかるとともに、内部監査室との連携を密にし、監査等委員会による監査の実効性、監督機能の強化を高めるためであります。
3. 当社は、取締役 (監査等委員) 橋本博久氏、中川美佐氏および稲継裕昭氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 令和3年6月29日開催の第56回定時株主終結の時をもって取締役濱口護也氏および西田正彦氏は任期満了により退任いたしました。
5. 当事業年度中の重要な兼職の異動は次のとおりであります。
- 代表取締役社長村田吉優氏は、令和3年7月21日付にて有限会社マルヤマ歯科商店 (令和3年9月13日付にて株式会社マルヤマ歯科商店に商号変更) の代表取締役会長に就任いたしました。

6. 取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。

| 地 位     | 氏 名     | 役 職 お よ び 担 当                             |
|---------|---------|-------------------------------------------|
| 執 行 役 員 | 村 田 昭 弘 | 経営管理本部副本部長                                |
| 執 行 役 員 | 稲 澤 和 宜 | 営業統括本部東日本営業本部長                            |
| 執 行 役 員 | 隈 元 勝 久 | 営業統括本部<br>西日本営業本部副本部長<br>兼九州営業部長          |
| 執 行 役 員 | 吹 ノ 戸 忠 | 企画開発本部長                                   |
| 執 行 役 員 | 小 阪 修 一 | 制作本部長兼工場総務部長                              |
| 執 行 役 員 | 谷 敏 治   | 制作本部副本部長兼製造部長                             |
| 執 行 役 員 | 久 保 博 信 | 営業統括本部<br>I C T 事業推進本部長<br>兼 I C T 事業推進部長 |

※執行役員遠藤秀信氏は令和3年12月31日付にて任期満了により退任いたしました。

7. 令和4年4月1日付にて、取締役および執行役員の役職を、次のとおり変更いたしました。

| 氏 名     | 新 役 職                       | 旧 役 職                                         |
|---------|-----------------------------|-----------------------------------------------|
| 浅 田 秀 樹 | 取締役専務執行役員<br>I C T 事業担当     | 取締役専務執行役員<br>営業統括本部長                          |
| 浅 田 政 史 | 取締役常務執行役員<br>経営管理本部長        | 取締役常務執行役員<br>経営管理本部長兼経営企画室担当                  |
| 稲 澤 和 宜 | 常務執行役員営業統括本部<br>東日本営業本部長    | 執行役員営業統括本部<br>東日本営業本部長                        |
| 吹 ノ 戸 忠 | 常務執行役員企画開発本部長<br>兼新領域開発室長   | 執行役員企画開発本部長                                   |
| 小 阪 修 一 | 常務執行役員制作本部長<br>兼工場総務部長      | 執行役員制作本部長<br>兼工場総務部長                          |
| 久 保 博 信 | 執行役員営業統括本部<br>I C T 事業推進本部長 | 執行役員営業統括本部<br>I C T 事業推進本部長<br>兼 I C T 事業推進部長 |

8. 令和4年4月1日付にて、次のとおり執行役員を新たに選任いたしました。

| 地 位     | 氏 名     | 役 職 お よ び 担 当             |
|---------|---------|---------------------------|
| 執 行 役 員 | 角 一 成 常 | 企画開発本部副本部長<br>兼官民協働事業推進部長 |

9. 令和4年5月1日付にて、取締役の役職を、次のとおり変更いたしました。

| 氏名    | 新役職                              | 旧役職                  |
|-------|----------------------------------|----------------------|
| 浅田 秀樹 | 取締役専務執行役員<br>経営管理本部長<br>兼ICT事業担当 | 取締役専務執行役員<br>ICT事業担当 |
| 浅田 政史 | 取締役常務執行役員<br>経営管理本部担当            | 取締役常務執行役員<br>経営管理本部長 |

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額であります。

③ 補償契約の内容の概要等

当社は、代表取締役社長村田吉優氏、取締役浅田秀樹氏、浅田政史氏、雲林院英幸氏および取締役（監査等委員）渡邊幸一氏、橋本博久氏、中川美佐氏、稲継裕昭氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当社が役員に対して責任を追及する場合には補償の対象としないこととしております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および「(3) 重要な子会社の状況」（5頁）に記載の当社の子会社の取締役、監査役および執行役員であり、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、一年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。



⑤ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は令和3年2月5日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の  
個人別の報酬等の内容についての決定方針

取締役の報酬は、その職務の対価として月例固定の金銭報酬で還元することとする。

取締役の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において、取締役会の委任を受けた代表取締役社長が、取締役会が決定する役員報酬規程の定める裁量の範囲および権限の内容にて、経営内容および従業員給与とのバランス等を考慮して決定する。

役職ごとの報酬は、当該役職の役割・責務を勘案して定められた役員報酬規程の算定目安に基づき算出する。

監査等委員会は、取締役の報酬等について、報酬の決定が公正かつ適切な手続を経ているか等について検討し、意見を決定する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分           | 員 数 | 報酬等の額    |
|---------------|-----|----------|
| 取締役（監査等委員を除く） | 6名  | 68,325千円 |
| 取締役（監査等委員）    | 4   | 4,880    |
| 合 計           | 10  | 73,205   |
| （うち社外役員）      | （3） | （3,600）  |

（注）1. 使用人兼務取締役はおりません。

2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成28年6月29日開催の第51回定時株主総会において年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、7名（うち、社外取締役

は0名)です。

3. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、平成28年6月29日開催の第51回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名(うち、社外取締役は3名)です。
4. 上記の報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労金に対する引当金繰入額(取締役(監査等委員を除く)6名(うち社外取締役0名)に対し4,065千円、取締役(監査等委員)1名(うち社外取締役0名)に対し80千円)が含まれております。
5. 取締役会は、代表取締役社長村田吉優に対し各取締役の報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の経営内容および従業員給与とのバランス等を考慮して決定するのは、代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、監査等委員会が、取締役の報酬等について、報酬の決定が公正かつ適切な手続を経ているか等について検討し、意見を決定しております。

#### ハ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

令和3年6月29日開催の第56回定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金支給額は次のとおりであります。

取締役(監査等委員を除く) 2名(うち社外取締役0名) 20,305千円

(上記金額には、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額、取締役(監査等委員を除く)分20,167千円が含まれております。)

#### ⑥ 社外役員に関する事項

##### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役(監査等委員)中川美佐氏は、関西中央法律事務所所属の弁護士であります。同事務所と当社は顧問契約を締結しておりますが、その取引額の合計金額は、年1百万円以内と僅少であります。
- ・取締役(監査等委員)稲継裕昭氏は、早稲田大学政治経済学術院教授であります。同大学と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

| 氏 名                   | 出 席 状 況                                            | 発言状況および社外取締役に期待される役割に関しておこなった職務の概要                                                                     |
|-----------------------|----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役（監査等委員）<br>橋 本 博 久 | 取締役会 100%<br>(12回中12回)<br>監査等委員会 100%<br>(13回中13回) | 金融機関や一般事業会社においてビジネス経験を有しており、役員として経営に関与したことから、特に企業実務面から指導・助言をおこなうなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 取締役（監査等委員）<br>中 川 美 佐 | 取締役会 100%<br>(12回中12回)<br>監査等委員会 100%<br>(13回中13回) | 弁護士の資格を有しており、主に法令遵守、企業統治の側面から指導・助言をおこなうなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                          |
| 取締役（監査等委員）<br>稲 継 裕 昭 | 取締役会 83%<br>(12回中10回)<br>監査等委員会 85%<br>(13回中11回)   | 地方自治に関して豊富な学識経験を有しており、主に経営事項の決定、業務執行の監督等の側面から指導・助言をおこなうなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。          |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

### (3) 会計監査人の状況

#### ① 名称 仰星監査法人

(注) 当社の会計監査人でありましたEY新日本有限責任監査法人は、令和3年6月29日開催の第56回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

#### ② 報酬等の額

| 区 分                                  | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 29,500千円  |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 29,500    |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証をおこなったうえで、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意をいたしました。

3. 上記報酬等の額以外に前任会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人に対して引継ぎ業務等に係る報酬3,700千円を支払っております。

#### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会を選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社および子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 当社グループを存続させていく上で、コンプライアンスの遵守を経営上の最重要課題と位置付け、コンプライアンス・マニュアル等の規程を制定し、取締役および使用人が遵守する体制を整備する。
  - ロ. コンプライアンスの実効性を確保するため、コンプライアンス責任者を任命してコンプライアンス推進委員会を所管させ、当社グループにおけるコンプライアンス意識の向上をはかる。
  - ハ. 当社グループにおける財務報告の信頼性確保のため、内部統制システムおよびその運用の有効性を評価する体制の整備を適切に進めていく。
  - ニ. 当社グループにおける法令違反や、社内不正などに関する相談・通報を受け付ける社内窓口を設置する。
  - ホ. 当社グループにおける業務執行の実施状況を点検・監視し、不備な点があれば自立的に改善するため、組織体内の独立的な機能として、代表取締役社長直属の内部監査室を設ける。
  - ヘ. 当社グループは、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体に対しては、毅然とした態度で対処し、あらゆる関係を持たないことを基本方針とし、当該方針に基づき企業行動憲章や役員行動規範等を策定し、社内への周知徹底をはかる。また、事故発生時には、所轄の警察署等関係行政機関や、法律の専門家と連携して、速やかな対処をおこなう。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - イ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理については、法令や文書管理規程等の社内規程に基づきおこなう。
  - ロ. 取締役の職務の執行にともない取得する個人情報については、個人情報保護方針を定め、個人情報保護遵守に努める。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ. 当社グループの事業を取り巻く損失の危険に対して、課題の抽出・把握、対応策の検討ならびに全社への情報伝達など、リスク発生時に迅速で適切な対応をおこなう組織を構築するため、当社グループにおけるリスクマネジメントに関する基本的事項を定めたリスクマネジ

- メント基本規程を制定する。
- ロ. リスクマネジメント基本規程に基づき、当社グループの全社的なリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を協議・承認する組織として、リスクマネジメント委員会を設置する。
- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制
- イ. 当社グループは、取締役会において、経営の基本方針や会社法等法令・社内規程に定める重要事項を決定し、業務執行状況が法令・定款等に違反していないか監督する。
- ロ. 当社グループは、各業務部門の機能分担と責任を業務分掌規程と職務権限規程により明確にし、業務執行における意思決定を、稟議規程に基づき適正かつ効率的におこなう。
- ハ. 当社は、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離するため、執行役員制度を採用し、執行役員は、代表取締役社長の指揮の下、取締役会で決定する基本方針に基づき業務執行を担う。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社グループの経営基本方針、重要事項の決定は、社内規程に基づき当社取締役会の決議によりおこなう。
- ロ. 当社グループの業務の適正を確保するため、子会社担当執行役員は、社内規程に基づき子会社業務全般を統括する。
- ハ. 当社グループの経営管理状態を定期的に調査するため、子会社に対し、経営管理に関する支援および指導をおこなう。
- ニ. 内部監査室は、グループ全体の経営目標の達成の観点から、子会社の内部監査をおこなう。
- ホ. 子会社担当執行役員は、関係会社管理規程に基づき、経営上重要な事項について、取締役会に報告をおこなう。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および当該取締役および使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査等委員会の職務を補助する組織として監査等委員会事務局を設置し、監査等委員会の指示に従い、その職務を補助する。
- ロ. 監査等委員会事務局に所属する使用人の採用、異動、人事考課、給与および懲戒については、あらかじめ、監査等委員会の同意を要するものとする。

ハ．監査等委員会事務局は、監査等委員会および監査等委員がその職務の遂行上必要とする事項について、監査等委員の指示に従い職務をおこなう。

⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制および報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ．当社および子会社の取締役、使用人および子会社の監査役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令等に従いただちに当社の監査等委員会に報告する。

ロ．当社の常勤の監査等委員を当社グループの社内通報制度の担当窓口とする。

ハ．監査等委員会に報告をおこなった者に対して、当該報告をおこなったことを理由として、いかなる不利益な取扱いもおこなわないものとする。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

イ．監査等委員は、取締役会に出席するほか、監査等委員会が選定した監査等委員は、重要な会議等への出席もしくは議事録等の閲覧を求めることができるとともに、当社および子会社の業務執行上重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に説明を求めることができる体制を整える。

ロ．内部監査室は、監査等委員会に対し、内部監査の実施状況、結果について報告をおこなう。

ハ．監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用を支払い、または債務を処理するものとする。

## (5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

### ① コンプライアンス体制

コンプライアンス・マニュアル等の規程を整備し、社内グループウェアで公開し、取締役および使用人が遵守する体制を整備するとともに、コンプライアンス推進委員会を定期的に開催し、コンプライアンスに関する課題の抽出、習熟度合の確認等おこなっております。

また、財務報告の信頼性を確保するため、当社グループの内部統制システムおよびその運用の有効性を代表取締役社長直属の内部監査室が評価しております。

当社グループにおける法令違反や、社内不正などに関する相談・通報を受け付ける社内窓口

を常勤の監査等委員に委嘱し、社内通報制度を設けております。

反社会的勢力との関係を遮断するため、新規取引先については、反社チェックをおこなうとともに、取引契約において、反社会的勢力との関係が明らかになった場合は、契約を解除する旨規定しております。

## ② 情報の保存および管理体制

職務上重要な文書は文書管理規程に基づき、適切に管理をおこない、その管理状況について、監査等委員会および内部監査室による定期的な監査を受けております。

また、個人情報については、個人情報保護方針を定め、全社員に周知するとともに、個人情報保護規程等を制定し、個人情報の適切な取得、利用、管理をおこなうとともに、個人情報の漏洩、滅失またはき損等の障害発生時には、迅速に対応できる体制を構築しております。

## ③ リスクマネジメント体制

当社グループにおけるリスクマネジメントに関する基本的事項を定めたリスクマネジメント基本規程を制定し、同規程に基づくリスクマネジメント委員会を定期的に開催しております。

## ④ 取締役の職務の執行体制

取締役会において、経営の基本方針や法令・社内規程等に定める重要事項を決定し、また、代表取締役社長、執行役員の業務執行状況が法令・定款等に違反していないか監督しております。

各業務部門の機能分担と責任を業務分掌規程と職務権限規程により明確にし、業務執行における意思決定を稟議規程に基づき、適切におこなっております。

## ⑤ 当社グループの業務の適正を確保するための体制

当社グループの経営基本方針、重要事項の決定は、当社取締役会において決議するとともに、担当の執行役員が業務全般を統括し、適宜当社取締役会に報告をおこなっております。

## ⑥ 監査等委員会の監査体制

監査等委員会は、内部統制システムの構築・運用とそれに対する監視および検証を前提として、内部監査部門等との実効的な連携等を通じて、当社および子会社の業務および財産に関する調査ならびに取締役、執行役員、使用人および会計監査人等から受領した報告内容の検証等をおこなっております。当該検証等の結果、必要に応じて、取締役会に対する報告もしくは提案、使用人に対する助言もしくは勧告、または取締役の行為の差止めなど、必要な措置を適時に講じる体制を整えております。



## (6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では平成28年6月29日開催の第51回定時株主総会において、剰余金の配当等の決定については、株主総会の決議とともに取締役会の決議によってもおこなうことができる旨（当社定款第33条）の決議をいただいておりますが、期末配当金につきましては、定時株主総会の決議により決定することを原則としております。

当社は、健全な財務体質の維持・向上をはかりながら、株主のみなさまに安定的な利益配分を年1回継続しておこなうことを基本方針にしており、業績などを総合的に勘案して、適切な期末配当を実施してまいります。

内部留保資金につきましては、主に新事業分野における新たな製品・サービスの開発と設備投資に充当し、これらを活用することで業績をさらに向上させ、株主のみなさまのご期待に応えてまいりたいと考えております。

---

本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てております。  
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

## 連結貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目                | 金 額               |
|-----------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>      |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>6,997,900</b>  | <b>流動負債</b>        | <b>2,497,276</b>  |
| 現金及び預金          | 4,914,352         | 買掛金                | 1,022,171         |
| 受取手形            | 110               | 短期借入金              | 50,000            |
| 売掛金             | 1,644,368         | 一年内返済長期借入金         | 226,931           |
| 有価証券            | 30,000            | リース債務              | 25,080            |
| 商品及び製品          | 59,693            | 未払法人税等             | 156,893           |
| 仕掛品             | 11,207            | 未払消費税等             | 167,584           |
| 原材料及び貯蔵品        | 32,326            | 賞与引当金              | 166,041           |
| 未収入金            | 172,189           | 前受金                | 333,293           |
| その他             | 146,436           | その他                | 349,279           |
| 貸倒引当金           | △12,784           | <b>固定負債</b>        | <b>4,751,478</b>  |
| <b>固定資産</b>     | <b>7,519,485</b>  | 長期借入金              | 3,360,869         |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>5,225,518</b>  | リース債務              | 87,316            |
| 建物及び構築物         | 2,216,477         | 役員退職慰労引当金          | 93,610            |
| 機械装置及び運搬具       | 121,482           | 退職給付に係る負債          | 1,183,010         |
| 土地              | 2,736,491         | その他                | 26,670            |
| リース資産           | 102,440           | <b>負債合計</b>        | <b>7,248,754</b>  |
| その他             | 48,627            | <b>(純資産の部)</b>     |                   |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>311,583</b>    | <b>株主資本</b>        | <b>7,254,081</b>  |
| のれん             | 274,440           | 資本金                | 750,000           |
| その他             | 37,142            | 資本剰余金              | 1,047,847         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,982,382</b>  | 利益剰余金              | 5,973,184         |
| 投資有価証券          | 576,120           | 自己株式               | △516,950          |
| 長期貸付金           | 9,931             | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>14,549</b>     |
| 繰延税金資産          | 483,074           | その他有価証券評価差額金       | 9,590             |
| 保険積立金           | 489,072           | 退職給付に係る調整累計額       | 4,958             |
| 敷金及び保証金         | 256,768           | <b>非支配株主持分</b>     | <b>－</b>          |
| その他             | 171,652           | <b>純資産合計</b>       | <b>7,268,631</b>  |
| 貸倒引当金           | △4,237            | <b>負債・純資産合計</b>    | <b>14,517,385</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>14,517,385</b> |                    |                   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(令和3年4月1日から)  
(令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額        |
|-----------------|------------|
| 売上高             | 14,171,946 |
| 売上原価            | 8,037,436  |
| 売上総利益           | 6,134,509  |
| 販売費及び一般管理費      | 5,680,448  |
| 営業利益            | 454,061    |
| 営業外収益           |            |
| 受取利息及び配当金       | 15,717     |
| 受取家賃            | 5,781      |
| 投資有価証券売却益       | 10,628     |
| 貸倒引当金戻入額        | 9,705      |
| 為替差益            | 34,368     |
| その他             | 16,098     |
| 92,301          |            |
| 営業外費用           |            |
| 支払利息            | 16,560     |
| 複合金融商品評価損       | 33,335     |
| 投資事業組合運用損       | 3,695      |
| 投資有価証券売却損       | 1,392      |
| その他             | 283        |
| 55,268          |            |
| 経常利益            | 491,094    |
| 特別利益            |            |
| 固定資産売却益         | 485        |
| 485             |            |
| 特別損失            |            |
| 固定資産除却損         | 1,733      |
| ゴルフ会員権評価損       | 2,100      |
| 減損損失            | 533        |
| 4,366           |            |
| 税金等調整前当期純利益     | 487,212    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 210,021    |
| 法人税等調整額         | △1,339     |
| 208,682         |            |
| 当期純利益           | 278,530    |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | -          |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 278,530    |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(令和3年4月1日から  
令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

|                              | 株 主 資 本 |           |           |          |             |
|------------------------------|---------|-----------|-----------|----------|-------------|
|                              | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 合 計 |
| 当連結会計年度期首残高                  | 750,000 | 1,137,583 | 5,801,934 | △606,836 | 7,082,681   |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額         | -       | -         | △39,055   | -        | △39,055     |
| 会計方針の変更を反映した<br>当期首残高        | 750,000 | 1,137,583 | 5,762,878 | △606,836 | 7,043,626   |
| 当連結会計年度変動額                   |         |           |           |          |             |
| 剰余金の配当                       |         |           | △68,224   |          | △68,224     |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益          |         |           | 278,530   |          | 278,530     |
| 自己株式の処分                      |         | △89,735   | -         | 89,885   | 150         |
| 株主資本以外の項目の当連結<br>会計年度変動額(純額) |         |           |           |          | -           |
| 当連結会計年度変動額合計                 | -       | △89,735   | 210,305   | 89,885   | 210,455     |
| 当連結会計年度末残高                   | 750,000 | 1,047,847 | 5,973,184 | △516,950 | 7,254,081   |

|                              | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |                  |                   | 非支配株主持分 | 純資産合計     |
|------------------------------|-----------------------|------------------|-------------------|---------|-----------|
|                              | その他有価証券<br>評価差額金      | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利<br>益累計額合計 |         |           |
| 当連結会計年度期首残高                  | 6,594                 | △13,466          | △6,871            | -       | 7,075,810 |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額         | -                     | -                | -                 | -       | △39,055   |
| 会計方針の変更を反映した<br>当期首残高        | 6,594                 | △13,466          | △6,871            | -       | 7,036,754 |
| 当連結会計年度変動額                   |                       |                  |                   |         |           |
| 剰余金の配当                       |                       |                  | -                 |         | △68,224   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益          |                       |                  | -                 |         | 278,530   |
| 自己株式の処分                      |                       |                  | -                 |         | 150       |
| 株主資本以外の項目の当連結<br>会計年度変動額(純額) | 2,996                 | 18,424           | 21,421            | -       | 21,421    |
| 当連結会計年度変動額合計                 | 2,996                 | 18,424           | 21,421            | -       | 231,876   |
| 当連結会計年度末残高                   | 9,590                 | 4,958            | 14,549            | -       | 7,268,631 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 4社

② 連結子会社の名称

株式会社サイネックス・ネットワーク

株式会社エルネット

株式会社ベック

株式会社マルヤマ歯科商店

③ 連結の範囲の変更

令和3年7月21日付で全株式を取得したため、株式会社マルヤマ歯科商店を連結の範囲に含めておりません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

・ 其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

・ デリバティブ

時価法

ハ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・ 製品、仕掛品、原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・ 貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

## ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物   | 3年～50年 |
| 機械装置及び運搬具 | 2年～10年 |

### ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。

### ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## ③ 重要な引当金の計上基準

### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

### ハ. 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、規程に基づく期末要支給額を計上しております。

## ④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- ・メディア事業の主要な事業であるテレパル50の事業については、地域単位で広告媒体として企画・発行していますが、地域住民への配布等を行うことで役務が完了し売上が認識しております。一方、わが街事典の事業については、官民協働の精神に基づき協働で行政情報誌を製作し、自治体に納品することで役務が完了し売上が認識しております。
- ・ICTソリューション事業の主要な事業であるわが街NAVI等の広告販売モデルでは、広告掲載により役務が完了し売上が認識しております。一部の取引については、契約期間にわたり収益を認識しております。また、財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配する履行義務については手数料に相当する純額を売上として計上しております。

・ロジスティクス事業の主要な事業であるDM等発送代行事業は、顧客のDM企画から運送までをトータルでサポートするサービスであり郵便物の差出をもって役務が完了し売上や費用を認識していません。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5～15年間の定額法により償却を行っております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首より適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、一部の取引については、従来、契約開始時に一括で収益を認識していましたが、契約期間にわたり収益を認識する処理に変更しております。また、財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配する履行義務については手数料に相当する純額を売上として計上しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、利益剰余金の当期首残高は39,055千円減少し、当連結会計年度の売上高が168,662千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ73,842千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は当連結会計年度より、「受取手形」「売掛金」として表示するこ

といたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首より適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

#### (1) 固定資産の減損(のれん)

##### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 274,440千円

##### ② 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、企業買収により発生したのれんについて、取得時に見込んだ超過収益力がその効果の及ぶ期間にわたって発現するかに着目し、事業計画の達成状況等を確認することにより、減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候がある場合には減損損失を認識するかどうかの判定を行っておりますが、当連結会計年度においては、上記ののれんについて、減損の兆候はありません。

減損の兆候の有無の把握に用いた事業計画には、将来の事業環境の予測が含まれており、見積りの不確実性があります。見積りの前提条件や事業環境等に変化が見られた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

### 5. 連結貸借対照表に関する注記

#### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

該当事項はありません。なお、当連結会計年度において、令和4年3月7日に担保権の設定を解除しております。

#### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

2,448,753千円



## 6. 連結損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は、「10. 収益認識に関する注記(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

## 7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 6,470,660株    | 一株           | 一株           | 6,470,660株   |

### (2) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

| 決議              | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日       | 効力発生日     |
|-----------------|-------|----------------|-----------------|-----------|-----------|
| 令和3年6月29日定時株主総会 | 普通株式  | 68,224         | 12.5            | 令和3年3月31日 | 令和3年6月30日 |

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議予定            | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日       | 効力発生日     |
|-----------------|-------|------------|-------|-----------------|-----------|-----------|
| 令和4年6月29日定時株主総会 | 普通株式  | 70,099     | 利益剰余金 | 12.5            | 令和4年3月31日 | 令和4年6月30日 |

### (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で余資運用しております。運転資金については、主に自己資金で賄っておりますが、必要に応じて金融機関からの借入により資金調達をしております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は主として株式と債券（社債）であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は、従来運転資金（主として短期）でありましたが、前連結会計年度においては、新本社ビル建設資金及び新型コロナウイルス感染症拡大による影響に備えた手元流動性確保のため、令和2年7月に複数の金融機関より合計36億5千万円の借入（内1億5千万円は短期借入金からの借換）を実行しました。なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額108,500千円）は、「(1) その他有価証券」には含まれておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

|                  | 連結貸借対照表<br>計上額(千円)(*) | 時価(千円)(*)   | 差額(千円)   |
|------------------|-----------------------|-------------|----------|
| (1) 有価証券及び投資有価証券 |                       |             |          |
| その他有価証券          | 497,619               | 497,619     | —        |
| (2) 長期借入金        | (3,587,801)           | (3,557,013) | (30,787) |

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分                      | 時価      |         |      |         |
|-------------------------|---------|---------|------|---------|
|                         | レベル1    | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 有価証券及び投資有価証券<br>その他有価証券 | 204,445 | 293,174 | —    | 497,619 |

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分    | 時価   |           |      |           |
|-------|------|-----------|------|-----------|
|       | レベル1 | レベル2      | レベル3 | 合計        |
| 長期借入金 | —    | 3,557,013 | —    | 3,557,013 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式、投資信託等は取引所の価格によっており、債券等は取引金融機関等から提示された価格等によっております。なお、投資有価証券はその他有価証券として保有しております。株式、投資信託等は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。債券等はレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の資金調達を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。レベル2の時価に分類しております。

## 9. 賃貸等不動産に関する注記

当社は、京都府その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸用マンションや賃貸オフィスビルを所有しております。なお、国内の賃貸オフィスビルについては、本船用不動産として保有する不動産の一部を賃貸しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりであります。

|                        | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 当連結会計年度末の時価<br>(千円) |
|------------------------|--------------------|---------------------|
|                        | 当連結会計年度末           |                     |
| 賃貸等不動産                 | 1,026,374          | 1,057,815           |
| 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産 | 699,557            | 527,467             |

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主に「不動産鑑定評価」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整したものを含む。）であります。

## 10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|                 | 報告セグメント   |            |           |         |        |            | 合計         |
|-----------------|-----------|------------|-----------|---------|--------|------------|------------|
|                 | メディア      | ICTソリューション | ロジステイクス   | ヘルスケア   | 投資     | 計          |            |
| 一時点で移転される財      | 6,444,944 | 1,905,409  | 4,557,333 | 700,407 | —      | 13,608,095 | 13,608,095 |
| 一定の期間にわたり移転される財 | —         | 490,452    | —         | —       | —      | 490,452    | 490,452    |
| 顧客との契約から生じる収益   | 6,444,944 | 2,395,862  | 4,557,333 | 700,407 | —      | 14,098,548 | 14,098,548 |
| その他の収益          | —         | —          | —         | —       | 73,398 | 73,398     | 73,398     |
| 外部顧客への売上高       | 6,444,944 | 2,395,862  | 4,557,333 | 700,407 | 73,398 | 14,171,946 | 14,171,946 |

(2) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた契約資産と契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

|                     | 当連結会計年度   |
|---------------------|-----------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 1,567,261 |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 1,644,478 |
| 契約負債（期首残高）          | 220,529   |
| 契約負債（期末残高）          | 333,293   |

契約負債は、連結貸借対照表上、「前受金」に計上しております。契約負債は、主に広告掲載に関連して顧客から受領した未到来期間分の前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、210,409千円（税込み）であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、残存履行義務に配分した取引価格の総額は1,913,903千円であります。

当社グループは、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて1年以内から5年以内の間で収益が認識することを見込んでいます。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,296円12銭

(2) 1株当たり当期純利益 49円99銭

# 貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目           | 金 額        | 科 目            | 金 額        |
|---------------|------------|----------------|------------|
| <b>(資産の部)</b> |            | <b>(負債の部)</b>  |            |
| 流動資産          | 5,631,693  | 流動負債           | 1,841,463  |
| 現金及び預金        | 4,165,961  | 買掛金            | 461,468    |
| 受取手形          | 110        | 短期借入金          | 50,000     |
| 売掛金           | 1,012,023  | 一年内返済長期借入金     | 214,211    |
| 有価証券          | 30,000     | リース債           | 25,080     |
| 商品及び製品        | 42,691     | 未払金            | 161,839    |
| 仕掛品           | 11,207     | 未払費用           | 102,094    |
| 原材料及び貯蔵品      | 28,950     | 未払法人税等         | 135,723    |
| 前払費用          | 132,913    | 未払消費税等         | 152,331    |
| 未収入金          | 205,872    | 前受金            | 324,224    |
| その他金          | 13,731     | 預り金            | 50,744     |
| 貸倒引当金         | △11,768    | 賞与引当金          | 155,629    |
| 固定資産          | 7,916,449  | その他            | 8,114      |
| 有形固定資産        | 5,140,432  | 固定負債           | 4,725,846  |
| 建物            | 2,125,705  | 長期借入金          | 3,349,909  |
| 構築物           | 15,315     | リース債           | 87,316     |
| 機械及び装置        | 107,970    | 退職給付引当金        | 1,180,705  |
| 車両運搬具         | 9,218      | 役員退職慰労引当金      | 89,702     |
| 工具、器具及び備品     | 50,191     | その他            | 18,212     |
| 土地            | 2,731,362  | 負債合計           | 6,567,309  |
| リース資産         | 99,629     |                |            |
| 建設仮勘定         | 1,039      | <b>(純資産の部)</b> |            |
| 無形固定資産        | 42,450     | 株主資本           | 6,971,292  |
| ソフトウェア        | 40,615     | 資本金            | 750,000    |
| その他           | 486        | 資本剰余金          | 1,047,847  |
| 投資その他の資産      | 2,733,615  | 資本準備金          | 552,095    |
| 投資有価証券        | 576,120    | その他資本剰余金       | 495,752    |
| 関係会社株         | 831,913    | 利益剰余金          | 5,690,394  |
| 出資            | 8,050      | 利益準備金          | 20,890     |
| 長期貸付金         | 2,857      | その他利益剰余金       | 5,669,504  |
| 長期前払費用        | 133,452    | 別途積立金          | 4,962,720  |
| 繰延税金資産        | 469,840    | 繰越利益剰余金        | 706,783    |
| 保険積立金         | 489,072    | 自己株式           | △516,950   |
| 敷金及び保証金       | 220,622    | 評価・換算差額等       | 9,590      |
| その他           | 5,923      | その他有価証券評価差額金   | 9,590      |
| 貸倒引当金         | △4,237     | 純資産合計          | 6,980,883  |
| 資産合計          | 13,548,193 | 負債・純資産合計       | 13,548,193 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(令和3年4月1日から  
令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 8,145,066 |
| 売上原価         | 2,404,069 |
| 売上総利益        | 5,740,996 |
| 販売費及び一般管理費   | 5,369,833 |
| 営業利益         | 371,163   |
| 営業外収益        |           |
| 受取利息及び配当金    | 11,816    |
| 有価証券利息       | 4,702     |
| 受取家賃         | 8,827     |
| 貸倒引当金戻入額     | 9,688     |
| 為替差益         | 34,368    |
| 投資有価証券売却益    | 10,628    |
| その他          | 24,138    |
| 営業外費用        |           |
| 支払利息         | 16,530    |
| 複合金融商品評価損    | 33,335    |
| 投資事業組合運用損    | 3,695     |
| 投資有価証券売却損    | 1,392     |
| その他          | 283       |
| 経常利益         | 420,095   |
| 特別利益         |           |
| 固定資産売却益      | 301       |
| 抱合せ株式消滅差益    | 22,527    |
| 特別損失         |           |
| 固定資産除却損      | 1,216     |
| ゴルフ会員権評価損    | 2,100     |
| 減損損失         | 533       |
| 税引前当期純利益     | 439,075   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 168,046   |
| 法人税等調整額      | 1,786     |
| 当期純利益        | 269,241   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(令和3年4月1日から  
令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

|                     | 株 主 資 本 |                |                    |                  |                    |                              |                        |                  |
|---------------------|---------|----------------|--------------------|------------------|--------------------|------------------------------|------------------------|------------------|
|                     | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金      |                    |                  | 利 益 剰 余 金          |                              |                        |                  |
|                     |         | 資 本 金<br>準 備 金 | そ の 他<br>資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金<br>合 計 | 利 益 剰 余 金<br>準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金<br>別 積 立 途 金 | 利 益 剰 余 金<br>繰 越 利 益 金 | 利 益 剰 余 金<br>合 計 |
| 当 期 首 残 高           | 750,000 | 552,095        | 585,488            | 1,137,583        | 20,890             | 4,912,720                    | 594,822                | 5,528,433        |
| 会計方針の変更による累積的影響額    | —       | —              | —                  | —                | —                  | —                            | △39,055                | △39,055          |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 750,000 | 552,095        | 585,488            | 1,137,583        | 20,890             | 4,912,720                    | 555,766                | 5,489,377        |
| 当 期 変 動 額           |         |                |                    |                  |                    |                              |                        |                  |
| 別途積立金の積立            |         |                |                    | —                |                    | 50,000                       | △50,000                | —                |
| 剰余金の配当              |         |                |                    | —                |                    |                              | △68,224                | △68,224          |
| 当期純利益               |         |                |                    | —                |                    |                              | 269,241                | 269,241          |
| 自己株式の処分             |         |                | △89,735            | △89,735          |                    |                              |                        | —                |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |         |                |                    | —                |                    |                              |                        | —                |
| 当期変動額合計             | —       | —              | △89,735            | △89,735          | —                  | 50,000                       | 151,017                | 201,017          |
| 当 期 末 残 高           | 750,000 | 552,095        | 495,752            | 1,047,847        | 20,890             | 4,962,720                    | 706,783                | 5,690,394        |

|                     | 株 主 資 本  |                | 評 価 ・ 換 算 差 額 等            |                        | 純 資 産 計<br>合 計 |
|---------------------|----------|----------------|----------------------------|------------------------|----------------|
|                     | 自 己 株 式  | 株 主 資 本<br>合 計 | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |                |
| 当 期 首 残 高           | △606,836 | 6,809,181      | 6,594                      | 6,594                  | 6,815,775      |
| 会計方針の変更による累積的影響額    | —        | △39,055        | —                          | —                      | △39,055        |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | △606,836 | 6,770,125      | 6,594                      | 6,594                  | 6,776,719      |
| 当 期 変 動 額           |          |                |                            |                        |                |
| 別途積立金の積立            |          | —              |                            | —                      | —              |
| 剰余金の配当              |          | △68,224        |                            | —                      | △68,224        |
| 当期純利益               |          | 269,241        |                            | —                      | 269,241        |
| 自己株式の処分             | 89,885   | 150            |                            |                        | 150            |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |          | —              | 2,996                      | 2,996                  | 2,996          |
| 当期変動額合計             | 89,885   | 201,167        | 2,996                      | 2,996                  | 204,163        |
| 当 期 末 残 高           | △516,950 | 6,971,292      | 9,590                      | 9,590                  | 6,980,883      |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

##### ② デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

##### ③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

イ. 製品、仕掛品、原材料 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

ロ. 貯蔵品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～50年

機械及び装置 2年～10年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、規程に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

・メディア事業の主要な事業であるテレパル50の事業については、地域単位で広告媒体として企画・発行していますが、地域住民への配布等を行うことで役務が完了し売上を認識しております。一方、わが街事典の事業については、官民協働の精神に基づき協働で行政情報誌を製作し、自治体に納品することで役務が完了し売上を認識しております。

・ICTソリューション事業の主要な事業であるわが街NAVI等の広告販売モデルでは、広告掲載により役務が完了し売上を認識しています。一部の取引については、契約期間にわたり収益を認識しております。また、財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配する履行義務については手数料に相当する純額を売上として計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首より適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、一部の取引については、従来、契約開始時に一括で収益を認識していましたが、契約期間にわたり収益を認識する処理に変更しております。また、財又はサービスが当該他の当事者によって

提供されるように手配する履行義務については手数料に相当する純額を売上として計上しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、利益剰余金の当期首残高は39,055千円減少し、当事業年度の売上高が99,895千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ73,842千円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる計算書類に与える影響はありません。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

#### (1) 関係会社株式の評価

##### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 831,913千円

##### ② 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、関係会社株式について、株式の実質価額が取得原価に比べて50%以上低下した場合に、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない限り、減損処理を行うこととしております。また、企業買収において、超過収益力を反映して関係会社株式の取得を行った場合は、超過収益力が見込めなくなり、これを反映した実質価額が取得原価の50%以上低下している場合に、減損処理を行うこととしております。

当社は、超過収益力が見込めなくなったか否かについて、事業計画の達成状況等を確認することにより、毀損の有無を判断しております。

関係会社株式の評価に用いた事業計画には、将来の事業環境の予測が含まれており、見積りの不確実性があります。見積りの前提条件や事業環境等に変化が見られた場合には、翌事業年度の計算書類において、重要な影響を与える可能性があります。

## 5. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

該当事項はありません。なお、当事業年度において、令和4年3月7日に担保権の設定を解除しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,414,386千円

### (3) 保証債務

連結子会社株式会社エルネットの日本郵便株式会社に対する後納郵便料金等の支払債務に対し、保証限度額 800,000千円の保証債務を行っております。

株式会社エルネット……………401,706千円

### (4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権……………44,067千円

短期金銭債務……………28,358千円

## 6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益……………19,715千円

営業費用……………349,010千円

営業取引以外の取引……………13,522千円

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 1,012,677株  | 一株         | 150,000株   | 862,677株   |

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|           |           |
|-----------|-----------|
| 未払事業税     | 10,793千円  |
| 賞与引当金     | 47,591千円  |
| 投資有価証券評価損 | 18,113千円  |
| 退職給付引当金   | 361,059千円 |
| 役員退職慰労引当金 | 27,430千円  |
| 会員権評価損    | 12,507千円  |
| 貸倒引当金     | 4,894千円   |
| 減損損失      | 48,487千円  |
| その他       | 16,302千円  |
| 繰延税金資産小計  | 547,180千円 |
| 評価性引当額    | △71,885千円 |
| 繰延税金資産合計  | 475,295千円 |
| 繰延税金負債    |           |
| その他       | 5,454千円   |
| 繰延税金負債合計  | 5,454千円   |
| 繰延税金資産の純額 | 469,840千円 |

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社

| 種類  | 会社等の名称        | 議決権等の所有<br>(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係       | 取引内容        | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|-----|---------------|-----------------------|-----------------|-------------|--------------|----|--------------|
| 子会社 | 株式会社<br>エルネット | 所有<br>直接100%          | 役員の兼務<br>営業上の取引 | 債務保証<br>(注) | 401,706      | —  | —            |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 同社の仕入債務に対する債務保証を行っております。なお、保証料は受領していません。

## 10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1 1. 1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,244円81銭
- (2) 1株当たり当期純利益 48円33銭

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和4年5月20日

株式会社サイネックス  
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人  
大 阪 事 務 所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 里 見 優  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公 認 会 計 士 池 上 由 香  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サイネックスの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイネックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和4年5月20日

株式会社サイネックス  
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人  
大 阪 事 務 所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 里 見 優  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公 認 会 計 士 池 上 由 香  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サイネックスの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第57期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実  
は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月23日

株式会社サイネックス 監査等委員会

監査等委員・常勤 渡 邊 幸 一 ⑩

監 査 等 委 員 橋 本 博 久 ⑩

監 査 等 委 員 中 川 美 佐 ⑩

監 査 等 委 員 稲 継 裕 昭 ⑩

(注) 監査等委員橋本博久、中川美佐及び稲継裕昭は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

配当につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定かつ継続して実施していくことを基本方針としております。第57期の期末配当は、当社基本方針に基づき、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金12円50銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は70,099,788円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和4年6月30日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えるとともに、経営体質の強化をはかるため、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 200,000,000円

##### (2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 200,000,000円

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

(1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化をはかるとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。また、事業目的の追加に伴い、号数を繰り下げるものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| （目的）<br>第2条 （条文省略）<br>（1）～（24） （条文省略）<br>（新設）<br>（新設）<br>（新設）<br>（新設）<br>（新設）<br>（新設）<br>（25） （条文省略）<br>第3条～第14条 （条文省略）<br><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u><br>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 | （目的）<br>第2条 （現行どおり）<br>（1）～（24） （現行どおり）<br><u>（25）古物営業法による古物商</u><br><u>（26）歯科診療材料、歯科衛生用品の販売</u><br><u>（27）歯科技工所の経営</u><br><u>（28）医療機器、医療用備品の販売及び賃貸</u><br><u>（29）医療施設の営繕及び清掃業務</u><br><u>（30）医療に対するコンサルタント業務</u><br>（31） （現行どおり）<br>第3条～第14条 （現行どおり）<br>（削除） |

| 現 行 定 款                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> | <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 2 条 定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第15条(電子提供措置等)の新設は、令和4年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、令和4年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本条の規定は、令和4年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

### 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)全員(4名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため2名増員し、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                        | ふ り が な<br>氏 名<br>( 生 年 月 日 )                     | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                   | 所 有 す る 当 社<br>の 株 式 の 数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                | む ら た よ し ま さ<br>村 田 吉 優<br>( 昭 和 25 年 8 月 11 日 ) | 昭和53年10月 当社入社<br>昭和56年 8 月 当社取締役<br>平成 2 年 6 月 当社代表取締役副社長<br>平成 9 年 3 月 当社代表取締役社長 ( 現任 )<br>[ 重 要 な 兼 職 の 状 況 ]<br>株式会社サイネックス・ネットワーク代表取締役会長<br>株式会社エルネット代表取締役会長<br>株式会社ベック代表取締役会長<br>株式会社マルヤマ歯科商店代表取締役会長<br>株式会社富士総研代表取締役<br>株式会社富士教育創研代表取締役                                                            | 538, 860株                |
| ( 取 締 役 候 補 者 と し た 理 由 )<br>候補者は、代表取締役社長として20年以上にわたり、当社の経営の指揮を執り、強いリーダーシップで企業価値向上に貢献しております。当社は、候補者が当社グループの地方創生への貢献という経営理念実現のため官民協働事業やデジタルシフトを推進し、候補者の経営に関する豊富な経験と見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 |                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                          |
| 2                                                                                                                                                                                                                | あ さ た ひ で き<br>浅 田 秀 樹<br>( 昭 和 31 年 7 月 22 日 )   | 平成14年 1 月 当社入社<br>平成18年 4 月 当社社長室担当部長<br>平成22年 5 月 当社執行役員<br>平成25年 6 月 当社取締役 ( 現任 )<br>平成27年 4 月 当社経営企画担当<br>平成27年12月 当社常務執行役員<br>平成29年 1 月 当社営業統括本部長<br>平成31年 4 月 当社専務執行役員 ( 現任 )<br>令和 4 年 4 月 当社 I C T 事業担当 ( 現任 )<br>令和 4 年 5 月 当社経営管理本部長 ( 現任 )<br>[ 重 要 な 兼 職 の 状 況 ]<br>株式会社サイネックス・ネットワーク代表取締役社長 | 4, 200株                  |
| ( 取 締 役 候 補 者 と し た 理 由 )<br>候補者は、子会社における I C T を活用した新規事業の立ち上げや、営業推進、経営管理部門において、幅広い業務執行経験を有しております。当社は、候補者がその経歴を通じて培った経験と見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。                                           |                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                          |



| 候補者<br>番号                                                                                                                | 氏名<br>(生年月日)                                 | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社の株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 3                                                                                                                        | うん りん いん ひで ゆき<br>雲 林 院 英 幸<br>(昭和33年10月25日) | 昭和61年9月 当社入社<br>平成23年4月 当社営業統括本部関西支社関西営業部長<br>平成27年1月 当社営業統括本部西日本営業本部副部長<br>兼関西営業部長<br>平成28年1月 当社営業統括本部西日本営業本部長代行副<br>本部長兼関西営業部長<br>平成28年4月 当社執行役員<br>平成30年1月 当社営業統括本部西日本営業本部長(現任)<br>平成30年6月 当社取締役(現任)<br>令和2年4月 当社常務執行役員(現任)<br>令和3年1月 当社営業統括本部長(現任) | 14,000株     |
| (取締役候補者とした理由)<br>候補者は、営業・販売部門において、幅広い業務執行経験を有しております。当社は、候補者がその経歴を通じて培った経験と見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 |                                              |                                                                                                                                                                                                                                                        |             |
| 4                                                                                                                        | ※<br>いな さわ かず よし<br>稲 澤 和 宜<br>(昭和40年6月15日)  | 昭和62年3月 当社入社<br>平成18年4月 当社営業本部東京営業部長<br>平成20年4月 当社関東支社長兼関東営業部長<br>平成24年4月 当社営業統括本部関東営業本部長兼首都圏<br>営業部長<br>平成27年1月 当社営業統括本部東日本営業本部長代行副<br>本部長<br>平成31年4月 当社執行役員<br>令和2年4月 当社営業統括本部東日本営業本部長(現<br>任)<br>令和4年4月 当社常務執行役員(現任)                                | 6,300株      |
| (取締役候補者とした理由)<br>候補者は、営業・販売部門において、幅広い業務執行経験を有しております。当社は、候補者がその経歴を通じて培った経験と見識が当社の経営に活かせるものと判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。  |                                              |                                                                                                                                                                                                                                                        |             |

| 候補者<br>番号                                                                                                                              | ふ<br>氏<br>り<br>が<br>な<br>名<br>(生年月日)                                      | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                               | 所有する当社の株式の数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 5                                                                                                                                      | ※<br>ふ<br>吹<br>の<br>と<br>戸<br>忠<br>(昭和35年5月11日)                           | 平成15年10月 当社入社<br>平成25年4月 当社企画開発本部官民協働事業推進部長<br>平成29年4月 当社企画開発本部地方創生協働事業部長<br>平成31年4月 当社執行役員企画開発本部副本部長<br>令和2年4月 当社企画開発本部長(現任)<br>令和4年4月 当社常務執行役員企画開発本部新領域開発室長(現任)            | 3,700株      |
| (取締役候補者とした理由)<br>候補者は、企画開発部門において、官民協働事業、地方創生支援事業等幅広い業務執行経験を有しております。当社は、候補者がその経歴を通じて培った経験と見識が当社の経営に活かせるものと判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。 |                                                                           |                                                                                                                                                                              |             |
| 6                                                                                                                                      | ※<br>こ<br>小<br>さ<br>か<br>し<br>ゅう<br>い<br>ち<br>阪<br>修<br>一<br>(昭和30年9月21日) | 昭和52年11月 当社入社<br>平成13年4月 当社製作本部生産管理部長<br>平成28年4月 当社執行役員製作本部副本部長兼生産企画部長<br>令和2年4月 当社経営推進役制作本部副本部長<br>令和2年6月 当社執行役員制作本部長(現任)<br>令和3年4月 当社製作本部工場総務部長(現任)<br>令和4年4月 当社常務執行役員(現任) | 10,900株     |
| (取締役候補者とした理由)<br>候補者は、制作部門において、各種企画、生産管理、原価低減等幅広い業務執行経験を有しております。当社は、候補者がその経歴を通じて培った経験と見識が当社の経営に活かせるものと判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。    |                                                                           |                                                                                                                                                                              |             |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 当社は、現任の取締役との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該補償契約の内容の概要は、事業報告の16頁に記載のとおりです。現任の取締役である候補者の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定です。また、稲澤和宜氏、吹ノ戸忠氏および小阪修一氏の選任が承認された場合は、各氏との間で同様の補償契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の16頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、既に執行役員である新任取締役候補者を含め、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                     | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                              | 所有する当社の株式の数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1                                                                                                                                                                                         | わたなべ こういち<br>渡邊 幸一<br>(昭和24年1月1日)   | 昭和46年4月 昭和リース株式会社入社<br>平成12年6月 同社取締役人事総務部長<br>平成18年5月 同社取締役兼専務執行役員エリア営業部門長<br>平成21年4月 当社入社業務本部参与<br>平成22年6月 当社常勤監査役<br>平成24年6月 当社取締役執行役員東京本部担当<br>平成27年6月 当社特別参与<br>令和2年6月 当社取締役〔監査等委員〕（現任） | 800株        |
| (監査等委員である取締役候補者とした理由)<br>候補者は、一般事業会社においてビジネス経験を有しており、また、役員として経営に参与した経験もあり、当社の常勤監査役や取締役を務めるなど、当社の監査や経営経験を有しており、その経歴を通じて培った経験と見識が当社の経営に対する監査等に活かせるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。 |                                     |                                                                                                                                                                                             |             |
| 2                                                                                                                                                                                         | なか がわ み き<br>中川 美佐<br>(昭和47年10月21日) | 平成12年4月 弁護士登録（名古屋弁護士会（現愛知県弁護士会））<br>平成17年2月 大阪弁護士会登録換え、関西中央法律事務所入所（現在に至る）<br>平成30年6月 当社取締役〔監査等委員〕（現任）<br>〔重要な兼職の状況〕<br>関西中央法律事務所弁護士                                                         | なし          |
| (監査等委員である社外取締役候補者とした理由)<br>候補者は、過去において会社経営に直接関与していませんが、弁護士として専門知識を有しており、また、企業法務における豊富な経験と幅広い識見も有していることから、主に法令遵守、企業統治の側面から指導・助言をいただけると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。             |                                     |                                                                                                                                                                                             |             |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                          | 氏名<br>(生年月日)                                 | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社の株式の数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 3                                                                                                                                                                                                  | いな つぐ ひろ あき<br>稲 継 裕 昭<br>(昭和33年7月19日)       | 昭和58年4月 大阪市入庁<br>平成7年3月 京都大学大学院法学研究科修士課程修了<br>平成8年4月 姫路獨協大学法学部助教授<br>平成12年4月 大阪市立大学法学部助教授<br>平成13年10月 大阪市立大学法学部教授<br>平成17年4月 大阪市立大学法学部長<br>平成19年4月 早稲田大学政治経済学術院教授(現任)<br>令和2年6月 当社取締役〔監査等委員〕(現任)<br><br>〔重要な兼職の状況〕<br>早稲田大学政治経済学術院教授                                                       | なし          |
| (監査等委員である社外取締役候補者とした理由)<br>候補者は、過去において会社経営に直接関与していませんが、地方行政に携わった経験を有するとともに、地方自治に関して豊富な学識経験を有しており、当社グループが官民協働事業を推進するなかで、経営事項の決定、業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。 |                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                            |             |
| 4                                                                                                                                                                                                  | ※<br>うめ むら と き ひろ<br>梅 村 時 博<br>(昭和25年2月18日) | 昭和48年4月 株式会社東芝入社<br>昭和61年3月 工学博士<br>平成15年6月 東芝産業機器製造株式会社入社<br>平成21年4月 国立大学法人三重大学社会連携研究センター特任教授<br>平成25年4月 国立大学法人三重大学社会連携研究センター社会連携特任教授<br>平成25年6月 株式会社サイネックス・ネットワーク社外取締役<br>平成31年4月 国立大学法人三重大学地域拠点サテライト北勢サテライト産学官連携コーディネータ(現任)<br><br>〔重要な兼職の状況〕<br>国立大学法人三重大学地域拠点サテライト北勢サテライト産学官連携コーディネータ | なし          |
| (監査等委員である社外取締役候補者とした理由)<br>候補者は、一般事業会社においてビジネス経験を有するとともに、学識経験や産学官連携の実績も有しており、当社グループが官民協働事業を推進するなかで、経営事項の決定、業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、新たに監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。                      |                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                            |             |

- (注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。なお、候補者中川美佐氏の所属する関西中央法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、同事務所に対する顧問料その他の支払い報酬の額は僅少（年1百万円以内）であり、経営に対する独立性に問題はなく、一般株主との利益相反を生じるおそれはないものと判断しております。
3. 中川美佐氏、稲継裕昭氏および梅村時博氏は、社外取締役候補者であります。
4. 中川美佐氏および稲継裕昭氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。中川美佐氏の在任期間は、本総会終結の時をもって4年、稲継裕昭氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、中川美佐氏および稲継裕昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、梅村時博氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員とする予定であります。
6. 当社は、中川美佐氏および稲継裕昭氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額であり、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、梅村時博氏の選任が承認された場合は、同氏と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、現任の監査等委員である取締役との間で会法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該補償契約の内容の概要は、事業報告の16頁に記載のとおりです。現任の監査等委員である取締役である候補者の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定です。また、梅村時博氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の補償契約を締結する予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で会法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の16頁に記載のとおりです。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

**第5号議案** 退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、任期満了により監査等委員でない取締役を退任されます浅田政史氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従って相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。また、その具体的金額、贈呈の時期および方法等は、取締役会の決議にご一任願いたいと存じます。

本議案は、当社において予め取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針および社内規程に沿って決定しており、相当であると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告17頁に記載のとおりであります。

なお、監査等委員会から、監査等委員でない取締役浅田政史氏に対する退職慰労金の贈呈に関して、在任中の業務執行状況を踏まえ、妥当であるとの意見表明を受けております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏 名   | 略 歴              |
|-------|------------------|
| 浅田 政史 | 令和2年6月 当社取締役（現任） |

以 上

## 新型コロナウイルス感染防止の対応について

当社第57回定時株主総会における、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大防止に向けた当社の対応について、以下のとおりご案内申し上げます。

株主のみなさまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 1. 株主様へのお願い

- ・感染リスクを避けるため、株主総会当日のご来場を見合わせ、書面による議決権行使を強くご推奨申し上げます。

### 2. 当社の対応について

- ・当社の役員およびスタッフは、マスクを着用してご対応させていただく場合がございます。
- ・会場内スペースにつきましては、感染予防のため、間隔を空けた座席配置を検討しており、座席数が減少する見込みです。入場をお断りすることもございますので、ご了承ください。
- ・議事を円滑に進めるため、内容を省略することがございます。
- ・その他会場におきましては、株主のみなさまの安全を第一に考えた対応を実施させていただきますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 3. その他

- ・受付前に健康状態およびマスクの着用確認、検温、手指の消毒をいたします。発熱等体調不良とお見受けされた方は、入場をお控えいただきます。なお、会場でのマスクの用意はありません。
- ・会場に駐車場の用意はいたしておりません。

本総会会場において感染防止策を徹底いたしますが、感染リスクを完全に排除することはできません。総会当日までの感染拡大の状況および政府や自治体の発表内容に応じて、ご自身および周囲への感染防止のために慎重な判断をお願い申し上げます。

また、今後本対応に追加すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.scinex.co.jp/>) に掲載させていただきます。

以 上